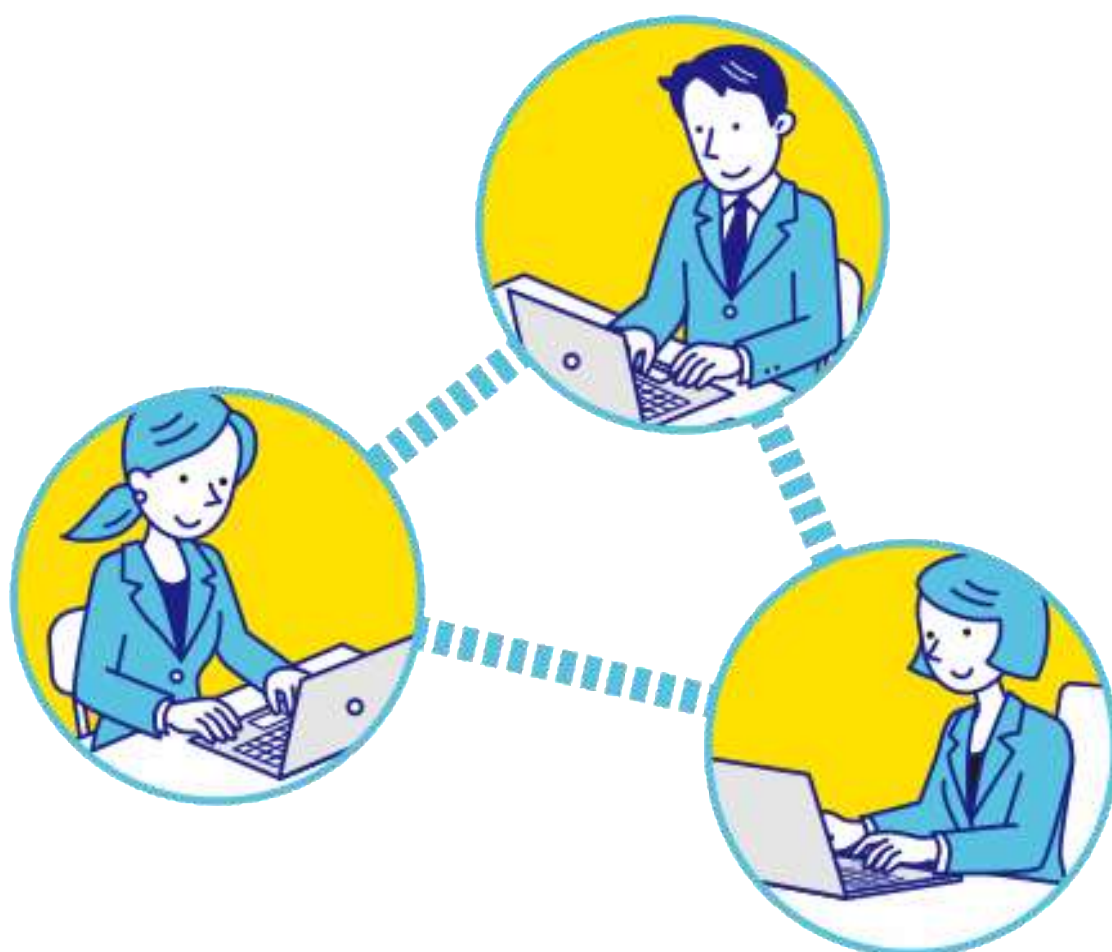


.....

# 福祉用具貸与事業所と 居宅介護支援事業所間の データ連携の手引き(案)

.....



# 目次

- (1) ケアプランデータ連携の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.02
  - (2) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携の主なメリット・・・・・・・・P.04
  - (3) 居宅サービス計画書の最新改定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・P.05
  - (4) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携の全体像・・・・・・・・P.07
  - (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント・・・・・・・・P.09
- 

□ 本手引きは、福祉用具専門相談員および介護支援専門員を主な対象とし、福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所で情報連携する上でのポイントやケアプランデータ連携システムを活用することの意義・効率性、留意点等を取りまとめたものです。

## ケアマネ向け

特に居宅介護支援事業所のケアマネジャー（以下、ケアマネ）と関連する情報の部分です。

## 【コラム】



現場の皆さんに実際の情報連携の際に活用いただける情報をまとめて掲載しています。

本手引きは厚生労働省令和6年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間における居宅サービス計画書等のデータ連携に向けた調査研究事業」（以下、本事業）の一環として作成されたものです。

## (1) ケアプランデータ連携の背景

令和5年4月より公益社団法人国民健康保険中央会で運営しているケアプランデータ連携システムは、**居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりをオンラインで完結**させることで、「**かんたん**」「**あんしん**」にケアプランを共有でき、**共有にかかる業務時間や費用等をさくげん**できるシステムです。

# ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、**オンラインで完結**できる仕組みです。



### ケアプランデータ連携システム

## 3つのメリット

### かんたん



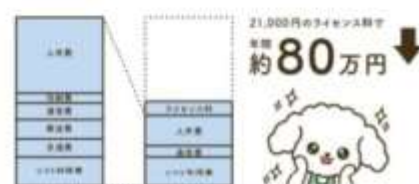
計画書(1表、2表)や提供票データ(6表、7表)といったCSVファイルなどをドラッグ&ドロップするだけで送信準備完了。  
郵送やFAXなどの送付の手間から解放されます。

### あんしん



記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。  
介護報酬請求で使用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。  
導入から運用まで、安心のサポート体制を提供します。

### さくげん



やりとりにかかる業務時間を約1/3に抑えられる研究結果があります。  
費用については、ライセンス料21,000円の投資で年間約80万円の削減が見込めます。

(出典:令和2年度老人保健健康促進事業(介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究))

出所) 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムについて～システムの全体概要と機能～」  
([https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2023/07/230526\\_5113\\_cpsystem.pdf](https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2023/07/230526_5113_cpsystem.pdf),

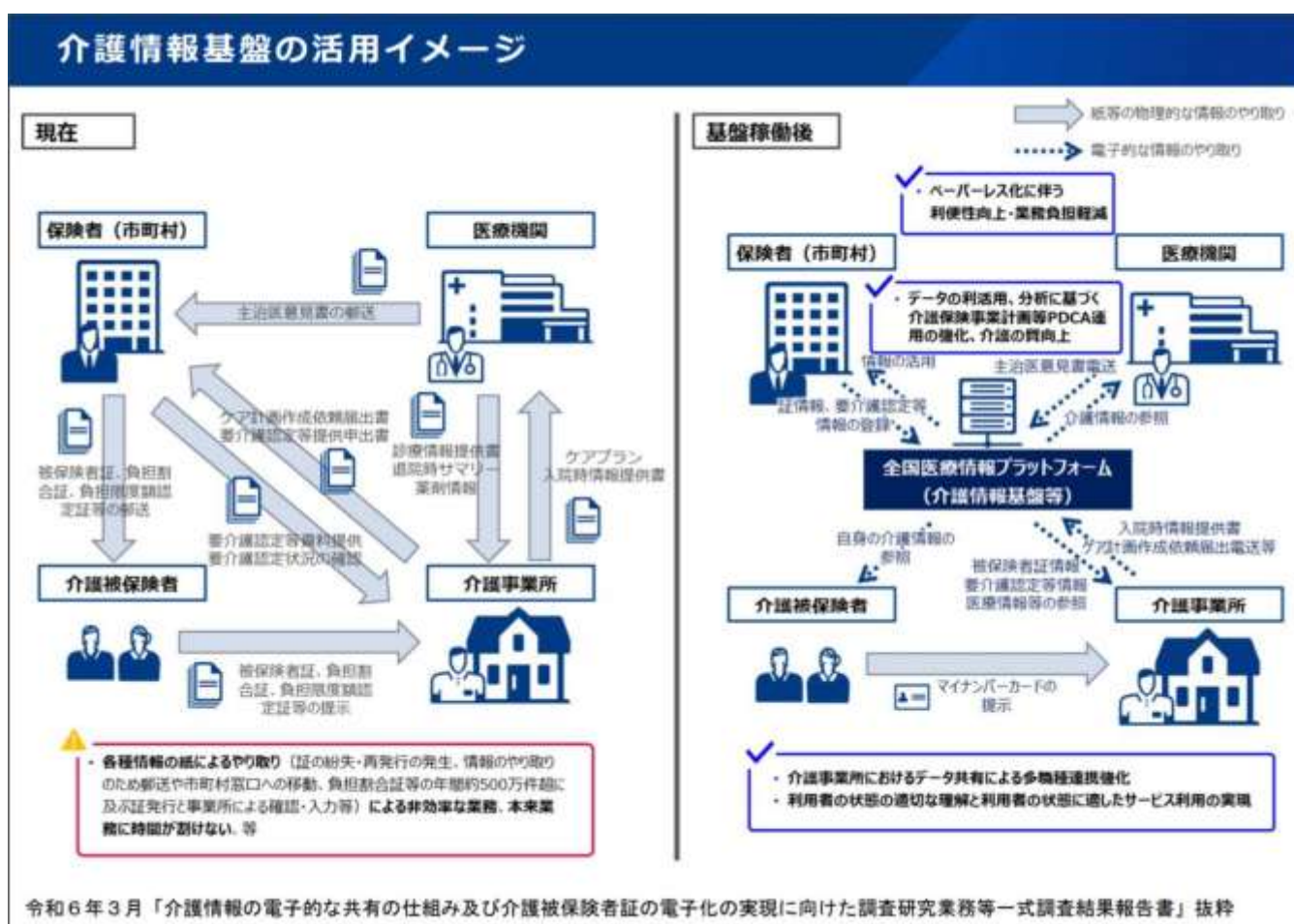
閲覧日: 令和7年3月5日)

## (1) ケアプランデータ連携の背景

現在、厚生労働省では、現在、各介護事業所や自治体等に分散している利用者に関する介護情報等について、今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤、通称「介護情報基盤」を整備し、令和8年度より開始する予定になっています。

この介護情報基盤では、介護事業所はケアプラン情報、LIFE情報を介護情報基盤に登録することが想定されており、令和8年度以降は介護事業所におけるデータ連携による多職種連携強化がますます図られる見通しとなっています。

介護情報基盤においては、データ連携以外にも様々な機能追加が予定されており、介護情報基盤の開始以降、複数の機能を一気に習得するより、既に介護事業所にて利用できるデータ連携については令和7年度中に利用を開始することが望ましいです。



出所) 厚生労働省第113回社会保障審議会介護保険部会「資料1 介護情報基盤について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001269924.pdf>, 閲覧日: 令和7年3月5日)



## (2) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携の主なメリット

以下では、ケアプランデータ連携による、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所における主なメリットについて簡単にご紹介します。その他にも様々なメリットがありますので、ぜひケアプランデータ連携をご利用ください。

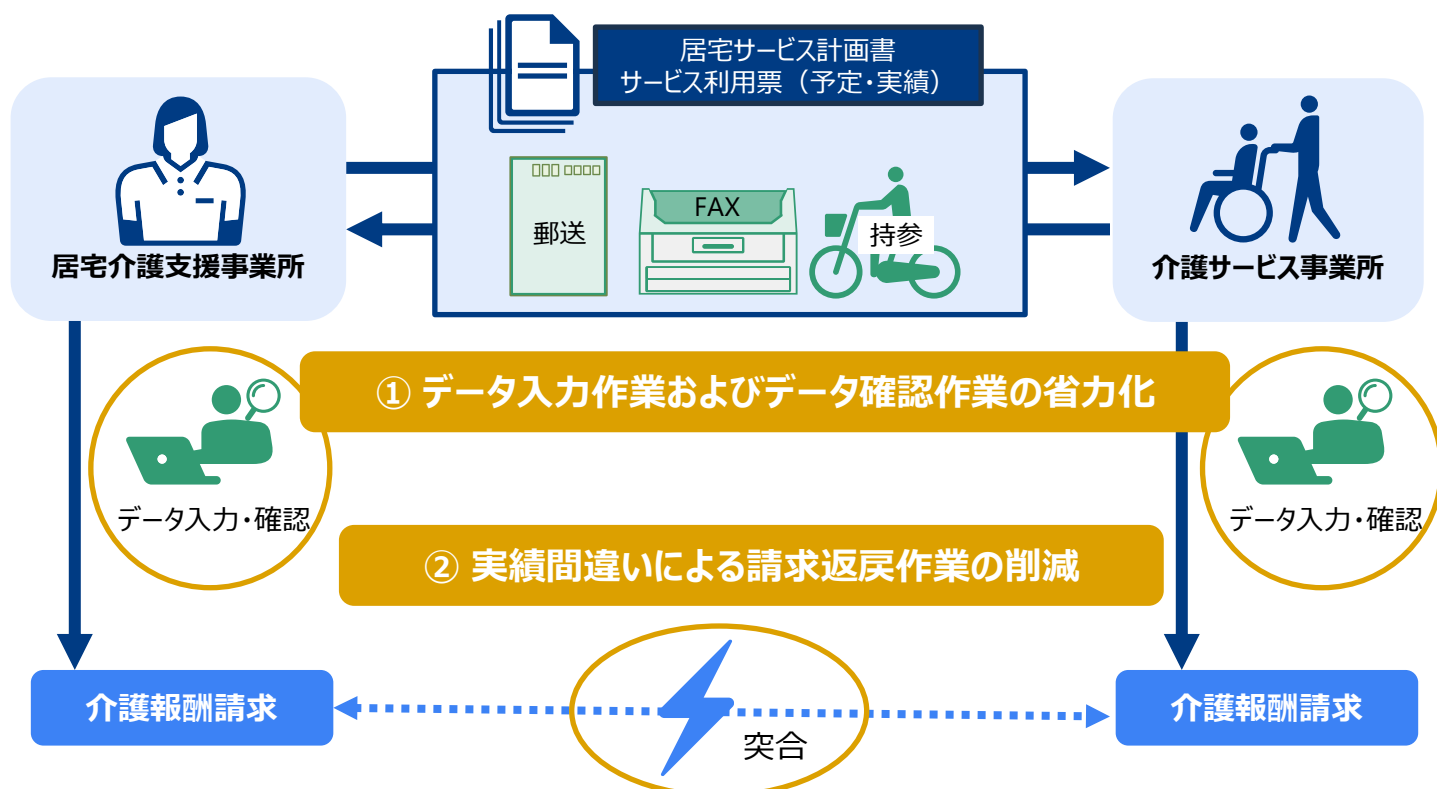
### ① データ入力作業およびデータ確認作業の省力化

居宅介護支援事業所から送付される居宅サービス計画等の情報を含むファイルを居宅サービス事業所の介護ソフトに取り込むことにより、転記不要となることで、取り込んだ介護ソフトでデータの再利用が可能となり、データ入力作業およびデータ確認作業の省力化を図ることができます。

### ② 実績間違いによる請求返戻作業の削減

居宅サービス事業所から送付されるサービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）【実績】のファイルを、居宅介護支援事業所に取り込むことにより、転記不要となることで、実績データ登録作業の省力化が図れると共に、取り込んだ介護ソフトで計画データと実績データの差異をシステムでの自動確認や、実績間違いによる請求返戻作業の削減に寄与できます。

出所) 厚生労働省介護保険最新情報Vol.1177 (令和5年10月6日) 『「ケアプランデータ連携標準仕様Q&A (2023年10月版)」の送付について』



### (3) 居宅サービス計画書の最新改定の状況

ケアマネ向け

厚生労働省『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について』（令和6年7月4日老認発0704第1号）では、「これまで福祉用具貸与について、居宅サービス計画書と福祉用具貸与実績報告書の記載内容が統一されていなかったことから、今般別添のとおり様式の一部を改正することとし、令和7年4月から施行する」とことが示されました。

その改定の具体としては、福祉用具貸与の介護報酬請求の単位がTAIS・届出コード別になっている一方、ケアマネにおいては貸与種目別の記載等、特にサービス利用票（提供票）における記載単位が統一されていない現状を改善するため、**サービス利用票（提供票）においても「用具名称（機種名）」および「TAIS・届出コード」を明記する旨の改定が行われました。**（関連するQ&Aについては次ページを参照）

上記の改定を受けて、**居宅介護支援事業所および福祉用具貸与事業所両方においてTAIS・届出コード単位での居宅サービス計画書・福祉用具サービス計画書の作成や介護報酬請求における手間やミス**を少なくするためには、**手入力をなるべく減らし、介護ソフト上の自動入力や自動転記、データ連携をうまく活用することが重要**です。

本手引きでは、そのデータ連携の流れやポイントについて説明します。

第6表		年 月 分 サービス利用票(兼居宅(介護予防)サービス計画)		(別添1)	
居宅介護支援事業所		利用者		居宅介護支援事業所	
保険者番号	保険者名	氏名	生年月日	居宅介護支援事業所	利用開始年月日
被保険者番号	フリガナ	性別	生年月日	事業所	利用終了年月日
期・大・組	生年月日	性別	生年月日	単位/月	前月までの短期入所利用日数
生年月日	年 月 日	性 別	年 月 日	単 位	年 月 日
提供機関	サービス内容	サービス事業所	福祉用具貸与の機会のみ	月別サービス計画及び実績の記録	
提供機関	サービス内容	サービス事業所	用具名称(機種名)	TAIS・届出コード	日付
提供機関	サービス内容	サービス事業所	用具名称(機種名)	TAIS・届出コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
提供機関	サービス内容	サービス事業所	用具名称(機種名)	TAIS・届出コード	合計

第7表		サービス利用票別表											
区分支給限度管理・利用者負担計算				サービス利用票別表									
事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	福祉用具貸与の場合のみ		割引率	回数	サービス単位/金額	給付管理単位数	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	
				用具名称(機種名)	TAISコード・届出コード								単位数

出所) 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 介護保険最新情報 Vol.1286 (令和6年7月4日) 『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について』

### (3) 居宅サービス計画書の最新改定の状況

ケアマネ向け

#### 問 16

福祉用具貸与事業所において、宅介護支援事業所から送付されるサービス利用票（提供票）には、福祉用具貸与事業所が報酬請求するのに必要な、TAIS コード又は福祉用具届出コード（以下、商品コードという）の情報が含まれないため、CSV データを取込んでも再度商品コードを入力しなければならず、非効率ではないか。

#### （答）

ご指摘のとおり課題があると認識している。目指すべき理想像としては、福祉用具専門相談員が作成する「福祉用具サービス計画書」、介護支援専門員が作成する「サービス利用票（提供票）」の双方で商品コードを含むデータをやり取りすることが出来ることであり、令和6年度に予定している標準仕様改訂で一定の改善を図る予定である。このことにより、居宅介護支援事業所、福祉用具サービス事業所双方において、転記・計算し直しが不要となり、負担軽減のみならず、返戻の防止にも繋がるものと考えている。

なお、既に本システムを利用開始した居宅介護支援事業所においては、商品コードを含めた提供票で双方やり取りするよう、福祉用具貸与事業所と調整した例や、福祉用具貸与事業所において提供票の CSV ファイルを介護ソフトに取り込まずに送受信の証跡として活用している例があると承知している。

出所) 厚生労働省老健局高齢者支援課 介護保険最新情報Vol.1177 (令和5年10月6日) 『「ケアプランデータ連携標準仕様Q&A (2023年10月版)」の送付について』

問 「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」(令和6年7月4日付け老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)において、居宅サービス計画書の様式に「用具名称(機種名)」及び「TAIS コード・届出コード」の項目が追加されたが、これらの項目について、記載は必須とされるのか。

#### （答）

これらの項目については、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間で取り扱う項目を統一し、効率的なデータ連携を行うことができるようにする観点から、居宅サービス計画書の様式に追加したものである。

このため、ケアプランデータ連携標準仕様に準じた CSV ファイルによりデータ連携を行う場合は記載を行うものとし、データ連携を行わない場合は、当面の間、当該項目を空白として差し支えない。

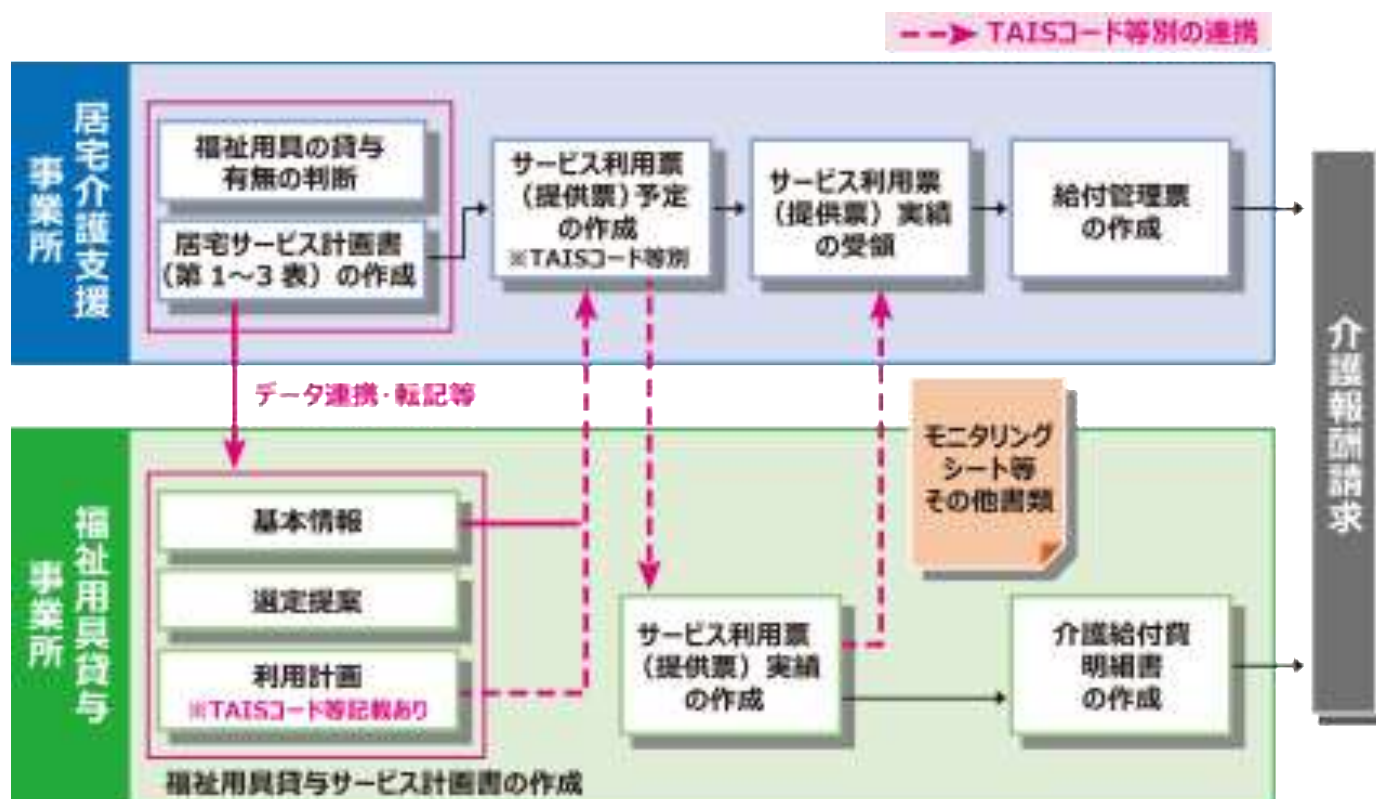
また、記載する場合、「用具名称(機種名)」の欄に記載するのは具体的な機種名とする。

なお、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間で取り扱う項目を統一し、効率的なデータ連携を行うことが出来るよう所要の見直しを行った趣旨については、「介護保険最新情報 Vol.1177 (令和5年10月6日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)」の問16も参照いただきたい。

出所) 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 介護保険最新情報 Vol.1362 (令和7年3月6日) 『『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について』(令和6年7月4日付け老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知) に関するQ & A』



## (4) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携の全体像



### 1) 基本的な流れ

- 居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間では、ケアマネにて福祉用具貸与の利用が必要と判断された際、居宅サービス計画書（第1～3表）にその旨を記載し、福祉用具貸与事業所へ居宅サービス計画書（第1～3表）を交付します。
- 福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員は、居宅サービス計画書（第1～3表）を受け取り、その内容を受けて福祉用具サービス計画書を作成し、ケアマネにも共有します。
- ケアマネは毎月のサービス提供分について、サービス利用票（提供票）予定を作成し、福祉用具貸与事業所へ共有します。福祉用具貸与事業所ではそのサービス利用票（提供票）をもとに福祉用具貸与を行い、その実績を作成した上で、その他書類とともにケアマネへ報告します。
- 居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所ではそれぞれの実績の内容をもとに給付管理票、介護給付費明細書を作成し、介護報酬請求を行います。
- 上記の基本的な流れについては、前述の通り、データ連携で行われる場合、居宅サービス計画書（第1～3表）の交付以降にやり取りする書類については、TAISコード等別（福祉用具届出コードを含む）に行われる必要があります。



## (4) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携の全体像

### 1) 基本的な流れ（続き）

- また、福祉用具サービス計画書の項目のなかでは、以下の項目についてケアプランからの転記が想定されています。

①基本情報：「利用者及び家族の生活に対する意向」・「総合的な援助方針」  
②利用計画：「利用者及び家族の生活に対する意向（利用者・家族）」、「総合的な援助方針」

- 居宅サービス計画書やサービス利用票（提供票）の修正・変更や取下げを行う際は、必要に応じて修正・変更の場合は修正・変更されたデータの連携を行い、取下げの場合は必要に応じて「削除」ファイルのデータ連携を行ってください。

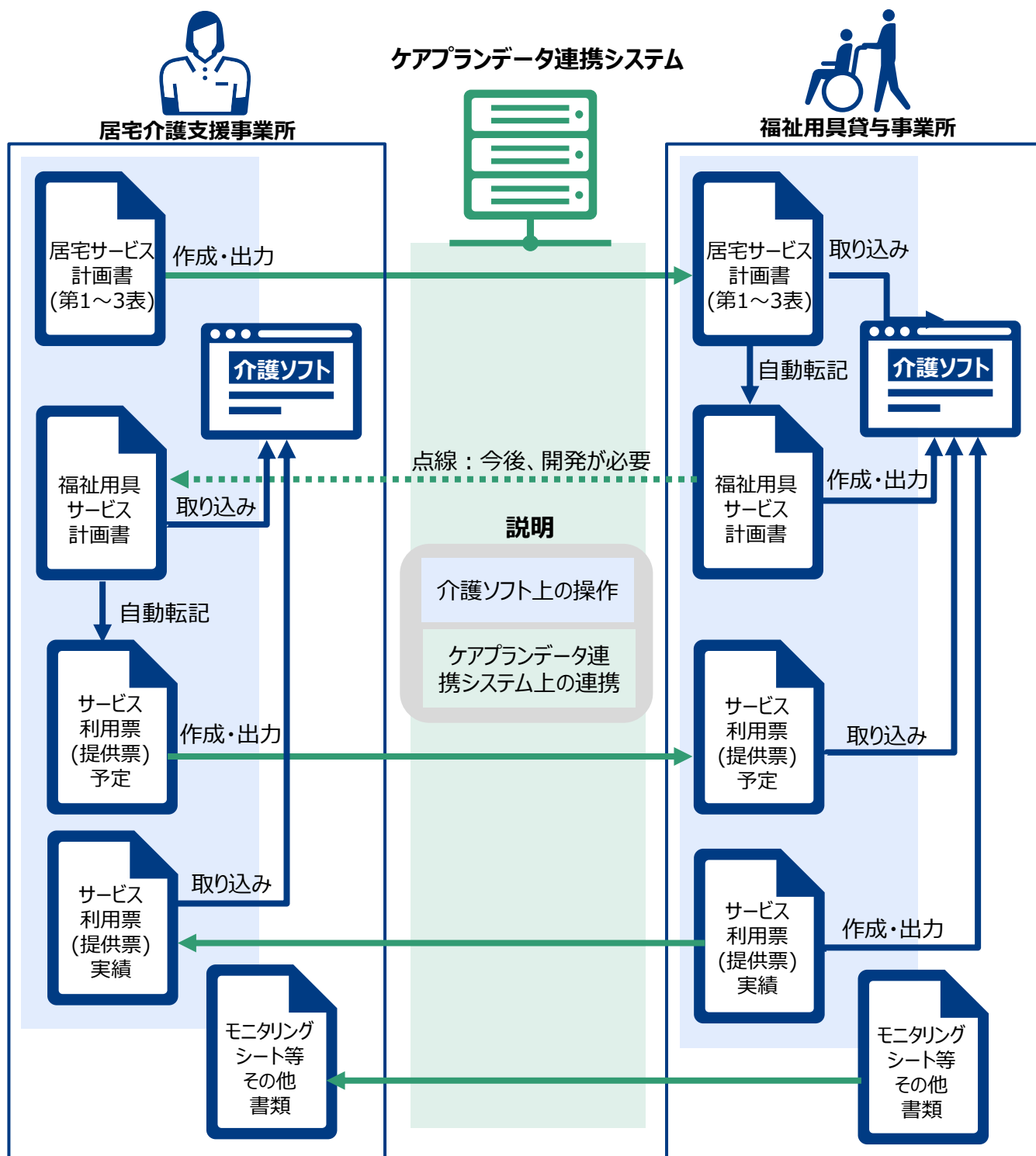
### 2) 緊急時の流れ

- 上記の流れは基本的な流れであり、居宅サービス計画書（第1～3表）、福祉用具サービス計画書、サービス利用票（予定）の共有を行う順番は、利用者の急な入退院等の場合は前後する場合があります。
- 本事業では異なる介護ソフト同士でも福祉用具サービス計画書のデータ連携ができる、データ連携の共通規約となる標準仕様（案）を別途定めていますが、データ連携を行う際に必ず入力しなければいけない必須項目については必要最小限に留めています。そのため、利用者の急な入退院やその他の事情により急ぎでデータ連携を行う必要がある場合は、TAISコード等別の入力無しでデータ連携を行うことも可能です。
- 一旦、TAISコード等別の入力無しでデータ連携を行ったものについては、その後、追加でTAISコード等を入力してデータ連携を行うことも可能です。

## (4) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携の全体像

### 3) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携の将来像

- 上記の基本的な流れについては、介護ソフトでの作成・出力や、介護ソフト内での自動転記、ケアプランデータ連携システムでのデータ連携を活用することで、効率化することが将来的に期待されています。（一部、ケアプランデータ連携システムを介した福祉用具サービス計画書のデータ連携については、令和7年4月現在、未開発です）



## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント

以下では、福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所間のデータ連携におけるポイントについてご説明します。

### 1) 情報連携が可能となる介護ソフトの選定について



#### 情報連携に適している介護ソフトを選定しましょう

まずは新規で介護ソフトを導入する際や、介護ソフトの切り替えを検討される際には、P.12の厚生労働省「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」等の情報も参考にしながら、情報連携に適している介護ソフトを選定しましょう。



#### データ連携や自動転記等を活用しましょう

現在、利用している介護ソフトについても、データ連携や自動転記等に対応しているか確認し、適宜日々の業務に取り入れることが業務効率化のために重要です。

### 2) 福祉用具サービス計画書の作成について



#### 居宅サービス計画書との整合を取りましょう

福祉用具サービス計画書の作成の前にケアマネから提供された居宅サービス計画書から項目の連動性を考慮し、類似した項目については整合を取れるように内容を参照または複写する等の対応が必要です。その際に、介護ソフト内の転記機能を活用できると最も効率的です。



#### TAIS・届出コードの手入力はなるべく避けましょう

また、TAIS・届出コードや用具名称の入力の際には、表記ゆれや誤入力等を防ぐためなるべく手入力を避けて、介護ソフトのTAIS・届出コードの一覧から選択する方法や、データ連携や帳票間の転記機能を使って入力することが望ましいです。

## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント

以下では、福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所間のデータ連携におけるポイントについてご説明します。

### 3) 居宅サービス計画書および福祉用具サービス計画書（利用計画）の連携について

ケアマネ向け



#### TAIS・届出コードの手入力はなるべく避けましょう

ケアマネにおいてもTAIS・届出コード別のサービス利用票（提供票）の作成を円滑に行うためには、①介護ソフトで提供しているTAIS・届出コードの一覧から選択、または②介護ソフトのTAIS・届出コードの一覧から選択する方法や、データ連携や帳票間の転記機能を使う方法等、なるべく手入力以外の方法を用いることが望ましいです。



#### 緊急時はTAIS・届出コードの記載無しでまず連携を行ってください

また前述の緊急時等の都合より、福祉用具サービス計画書が届く前にサービス利用票（提供票）を作成しなければいけない場合は、TAIS・届出コードの記載無しでデータ連携を行い、その後、追加で内容を入力してデータ連携を行うことも可能です。



# (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント

## 参考資料

厚生労働省「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」

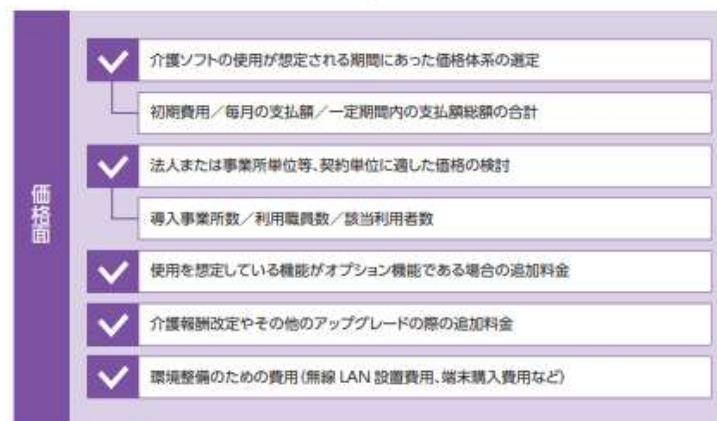
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>

### 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集



#### 介護ソフト選定のポイント

- 介護ソフトを選定する際には機能面・サービス面・価格面の3つの観点より以下のようなポイントを適切に考慮することが有効です。
- また、介護ソフトについては使用後の状況に応じて変更が必要になる場合があります。価格体系やデータ引継ぎ等、介護ソフトを変更する際の対応についてもあらかじめ確認すると良いです。



## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント

ケアマネ向け

【コラム】



### TAIS・届出コード別の作成方法の説明

TAIS・届出コード別の作成方法は手入力、TAIS・届出コードの一覧から選択する方法、データ連携・帳票間の自動転記の方法の3種類があります。手間や誤りのリスクが最も少ない方法として、データ連携・帳票間の自動転記方法の活用をぜひご検討ください。



#### 手入力

- TAIS・届出コードを直接、介護ソフトに手入力する方法です。
- 誤入力のリスクや入力の手間が残るデメリットがあります。



#### TAIS・届出コードの一覧から選択

- 介護ソフトが提供しているTAIS・届出コード一覧、もしくは自前で登録した一覧より該当するコードを選択する方法です。
- 手入力より手間が少ないですが、依然として選択誤り等のリスクが残ります。



#### データ連携・帳票間の転記

- 福祉用具サービス計画書（利用計画）をデータ連携し、介護ソフトでは取り込んだ利用計画からサービス利用票（提供票）へTAIS・届出コードを転記する機能です。
- **最も手間や誤りのリスクが少ない方法**です。
- ただし、自動転記に対応している介護ソフトを利用する必要があります。

## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント

### 4) サービス利用票（提供票） 予定・実績の連携（ケアプランデータ連携システムの活用）について

- 上記、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所両方で居宅サービス計画書・福祉用具サービス計画書の作成・共有の基本的な流れを一貫してTAIS・届出コード単位で行うことで、円滑にケアプランデータ連携システムを活用してデータ連携ができるようになり、データ連携のメリットを享受することができます。
- 特にデータを送る側では郵送・FAX・持参等にかかる時間や手間、費用の削減につながり、データを受け取る側では受け取った後の手入力の時間や手間、また入力誤りのリスク等を減らすことができます。
- また、ケアプランデータ連携システムでは、居宅サービス計画書以外のその他のファイル連携での活用も可能となっており、居宅サービス計画書・福祉用具サービス計画書の共有の際に一緒に共有される各種書類一式をファイルで共有することができるため、ペーパーレスですべての書類を共有することができます。
- さらに、ケアプランデータ連携システムには簡単なメッセージを添えられる機能を備えられています。こういった機能もあわせて活用することで、居宅介護支援事業所と福祉用具事業所間のやり取り全体の効率を上げることができますので、ぜひご活用ください。

The screenshot displays the '送信先事業所名称' (Recipient Facility Name) field set to '事業所A'. Below this, there are sections for '添付ファイル (CSV)' and '添付ファイル (PDF等)'. The CSV section lists three files: 'UP1KYO\_9999999999\_9999999991\_20231016101000.CSV', 'UP2KYO\_9999999999\_9999999991\_20231016101000.CSV', and 'UPHOSOKU\_000000\_9999999999\_9999999991\_20231016101000.CSV'. The PDF section shows 'sample.pdf'. Each file entry has a '削除' (Delete) button. A red box labeled '1' highlights the entire form area. At the bottom right, there is a '更新' (Update) button labeled '2'.

出所) 公益社団法人国民健康保険中央会 ケアプランデータ連携システム 操作マニュアル 第1.20版  
([https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2024/04/careplan\\_manual\\_v1.20.pdf](https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2024/04/careplan_manual_v1.20.pdf),  
閲覧日: 令和7年3月5日)

## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント



【コラム】

### ケアプランデータ連携システムの活用におけるポイント

具体的なケアプランデータ連携システムの活用におけるポイントを紹介します。また、詳細については、厚生労働省「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」および公益社団法人国民健康保険中央会のケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトの各種資料もご参照ください。

#### 1) 利用申請時

本システムを導入する端末に、**介護報酬請求用の電子証明書が入っているかご確認ください**。特に、代理請求を行っているため、事業所内で電子証明書を持っていない場合は、電子請求受付システム上での電子証明書の発行が必要です。また、発行手続きのためには、国保連合会へ電子請求受付システムのID/PWの発行依頼が必要な場合があります。

#### 2) ログイン時

ケアプランデータ連携システムへのログインの際には、セキュリティの観点で**2段階認証を行う必要**があります。

ケアプランデータ連携システムの利用登録の後、メールで発行される**個人ユーザーIDとパスワード**でログインしていただき、その後、**電子請求受付システムのID/PWで事業所ユーザーログイン**を行ってください。





## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント



【コラム】

### ケアプランデータ連携システムの活用におけるポイント

#### 3) ケアプランデータ送信時

新規で居宅サービス計画書をやり取りする居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所に対しては、**必ず相手側のケアプランデータ連携システムの利用状況を確認し、なるべくデータで送るようにしましょう。**

ケアプランデータを送信する際によく起こるエラーの原因は以下があります。以下を参照し、エラーが解消されない場合はヘルプデスクまでお問合せください。

よく起こるエラーの原因

##### ① 「新規作成」画面の事業所番号の打ち間違い

「一括送信」画面では、ファイルをドラッグ & ドロップすることで、自動で事業所名や事業所番号が表示されますので、1件のみの送信の場合にもぜひご活用ください。

##### ② ケアプランデータファイルのファイル名の誤り

介護ソフトから出力したファイル名を変更せず、そのままアップロードしてください。

##### ③ ケアプランデータファイルの組み合わせの誤り

ケアマネ側は居宅サービス計画書とサービス利用票（提供票）（予定）を送る際に、複数のファイルの組み合わせを守って一緒に送っていただく必要があります。

## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント



【コラム】

### ケアプランデータ連携システムの活用におけるポイント

#### 4) ケアプランデータ受信時

原則、ケアプランデータのダウンロードは一回のみ可能です。

#### 5) 介護ソフトからの出力・取り込み時

介護ソフトからケアプランデータファイルの出力・取り込みするために、①**必要な権限設定**ができているか、②**ファイルの出力先フォルダの場所を確認**したか、ご確認ください。

また、**出力・取り込みするファイルの管理方法**についてもP.18を参照しながらご確認ください。

## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント

### 参考資料

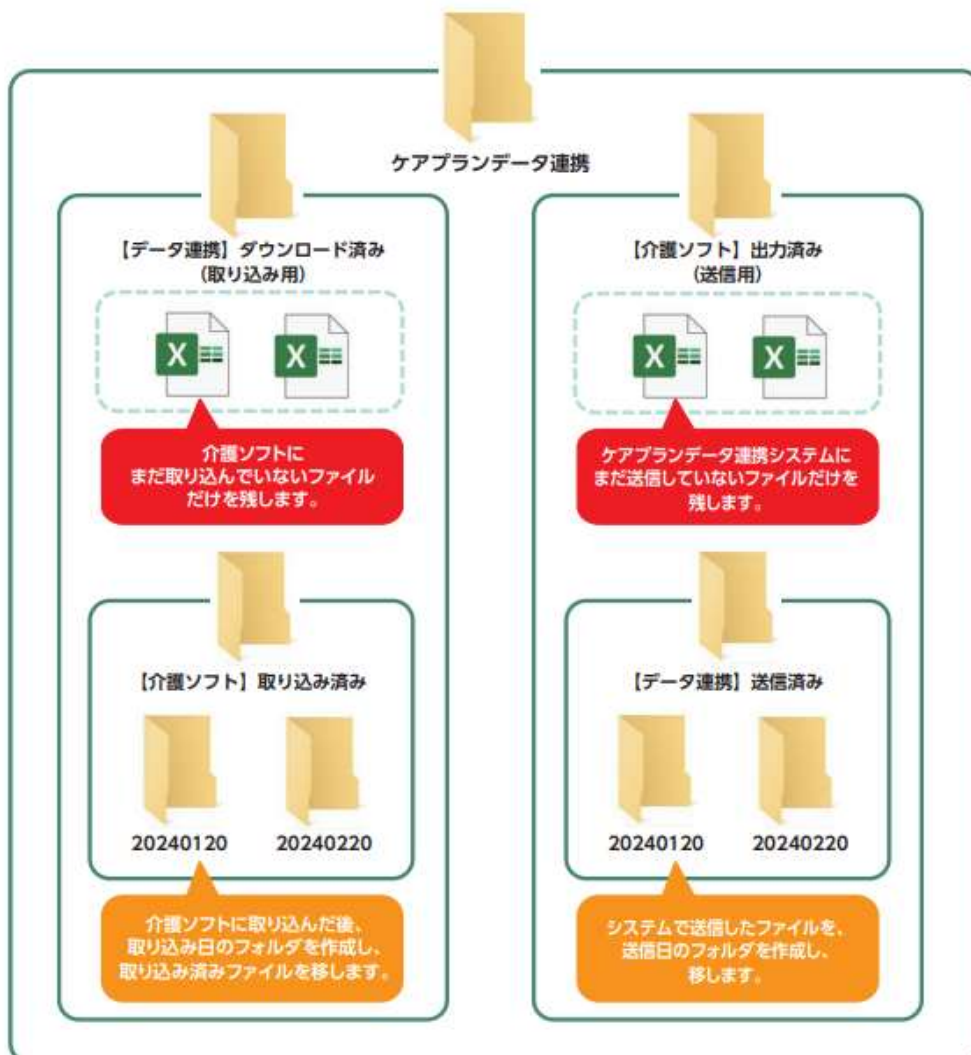
厚生労働省「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001255601.pdf>



### ケアプランデータ連携システムの送受信ファイルの管理方法の例

ケアプランデータ連携システムの利用のために、介護ソフトから出力した送信用ファイルおよびケアプランデータ連携システムからダウンロードしたファイルの管理方法の例をご紹介します。

- ① 普段、業務上よく使用する場所に「ケアプランデータ連携」のフォルダを一つ作成し、その下に介護ソフトより出力したファイル、ケアプランデータ連携システムよりダウンロードしたファイルを格納するフォルダをそれぞれ2つ作成します。
- ② 出力、ダウンロードしたファイル一式は該当フォルダの一番表に格納し、出力データについてはケアプランデータ連携システムでの送信を行い次第、ダウンロードしたファイルは介護ソフトでの取り込みを行い次第、送信・取り込み年月日のフォルダを作成し、そのフォルダへファイル一式を移します。



## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント

### 参考資料

厚生労働省「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001255601.pdf>



### ケアプランデータ連携システムのファイルの送信単位

- ケアプランデータ連携システムへデータ連携を行う際は、以下の送信単位を必ず守ってください。
- 介護ソフトによってファイルの出力が様式ごとになっている場合は様式別にダウンロードし、ケアプランデータ連携システムでファイルを一式送ること、ご注意ください。

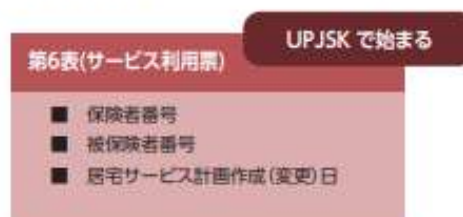
#### 【居宅介護支援事業所→サービス事業所：①ケアプランの送信のとき】



#### 【居宅介護支援事業所→サービス事業所：②サービス提供票予定の送信のとき】



#### 【サービス事業所→居宅介護支援事業所：サービス提供票実績の送信のとき】





## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント

### 参考資料

公益社団法人国民健康保険中央会のケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>



## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント



【コラム】

### 福祉用具貸与事業所におけるケアプランデータ連携システムの活用事例

厚生労働省令和5年度老人保健健康増進等事業「データ連携を活用する事業所の業務改善を通じての生産性向上についての調査・研究」事業にて把握された、福祉用具貸与事業所におけるケアプランデータ連携の事例を紹介します。（事業所A,J,いずれも福祉用具貸与事業所）

#### ① ケアプランデータ連携の相手先の事業所の範囲・拡大状況

- ◆ 連携先の事業所の内、30程度の事業所の介護支援専門員より打診を受け、ケアプランデータ連携システムを導入した。現在27事業所とデータ連携を行っている。相手先としては大規模事業所や事務職員がいる事業所が多い傾向である。（事業所A）
- ◆ 福祉用具貸与事業所は9事業所でシステムを利用し、連携先の居宅介護支援事業所数は最少で3～4か所から最多で15事業所と連携している。訪問介護事業所および居宅介護支援事業所では19事業所中5事業所でシステムを利用しており、連携先事業所の1, 2割程度でケアプランデータ連携システムを利用している。（事業所J）



## (5) 居宅介護支援と福祉用具貸与の情報連携におけるポイント

【コラム】



### 福祉用具貸与事業所におけるケアプランデータ連携システムの活用事例（続き）

厚生労働省令和5年度老人保健健康増進等事業「データ連携を活用する事業所の業務改善を通じての生産性向上についての調査・研究」事業にて把握された、福祉用具貸与事業所におけるケアプランデータ連携の事例を紹介します。

#### ② 業務運用フローの見直しの内容とその課題

- ◆ ケアプランデータ連携システムを用いた実績のアップロードと予定のダウンロードを事務職員（請求業務担当）が一括して操作している。ケアプランの修正時は着電があった際等に福祉用具専門相談員各自で修正を行い、その後ケアプランデータ連携システムを利用して一括して送付している。ケアプランデータ連携システムを介して届いたデータは介護ソフトに取り込み、印刷後、福祉用具専門相談員に配布している。（事業所A）
- ◆ 介護支援専門員と福祉用具支援相談員が作成するケアプランの作成単位が異なるため、データの取り込みができない場合があった。（事業所A）
- ◆ 導入時期に受信と送信時期、ファイルの整理方法、ならびに担当者1名を決めて業務フローを確立した。複数端末で操作することによる混乱を懸念し、担当者は増やしていない。データ受信はシステムからダウンロードした履歴を残すためにファイルサーバーにコピーをしてデータを残した後、介護ソフトに取り込む業務フローである。（事業所J）
- ◆ 操作漏れがないように、管理者とその他スタッフでダブルチェックを行っている。（事業所I）

**MRI**

三菱総合研究所